

武生税務署での確定申告案内

確定申告会場の開設

開設期間：令和2年2月17日(月)から3月16日(月)まで

受付時間：午前9時から午後4時まで

※消費税および地方消費税の申告は3月31日(火)までとなります。

※開設当初、会場は大変混雑します。会場の混雑状況により、午後4時前であっても受付を終了させていただく場合があります。

申告と納税は期限内に！

確定申告をする必要のある方が期限内に申告・納税をしなかった場合には、後で不足する税金を納めていただくだけでなく、加算税や延滞税を納めていただく場合がありますのでご注意ください。

	申告と納税期限	口座振替日
所得税および復興特別所得税	令和2年3月16日(月)	令和2年4月21日(火)
贈与税	令和2年3月16日(月)	※贈与税は振替納税の制度はありません
消費税および地方消費税	令和2年3月31日(火)	令和2年4月23日(木)

いつでもどこでもスマホで確定申告！

国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」はスマホやタブレットを利用して、申告書を作成することができます。



申請書の作成
はこちらから！

作成した申告書は、以下の方法で提出が可能です。

- ①マイナンバーカードおよびマイナンバーカード対応スマートフォンをお持ちの方
- ②税務署で発行した「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方

「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書データを、スマートフォン等^{*1)}でe-Taxにより税務署に送信(申告)することができます。※①の方は令和2年1月31日より利用ができます。

- ③e-Taxをご利用できない方

「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書データを印刷し、郵送等で提出できます。

*1) タブレット端末からもご利用いただけます。



対象端末一覧
はこちらから！



マイナンバーの記載は必須！

確定申告書には、マイナンバーの記載と本人確認書類(マイナンバーカードまたは通知カード+運転免許証等)の提示または写しの添付が必要です。

国税に関するマイナンバーの詳しい情報は、国税庁ホームページのトップページにある「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をクリックして、ご確認ください。

■問合せ 武生税務署 TEL 0778-22-0890